

越 監 公 表 第 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、越谷市長から令和4年（2022年）5月9日付け越監第34-1号の公の施設の指定管理者監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年6月30日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 菊 地 貴 光

越谷市監査委員 細 川 威

監査の結果に係る措置について

市民協働部市民活動支援課

[指定管理者名：アイル・オーエンスグループ]

【指摘事項】

<指定管理者事務>

(1) 使用料の納入及び還付事務において、市の規定どおりに処理されていないものがあった。

市は、市民活動支援センターの使用料の収納事務を指定管理者に委託しており、指定管理者は、市会計規則その他の関係例規等に基づき、収納した使用料を市の指定金融機関等に払い込むこととされている。また、支出事務である既納使用料の還付に関しては、市が行うことを前提に、指定管理者は、還付を受けようとする方からの還付請求書の受付を行い、市に送付することとされている。

これらによる使用料の納入及び還付の処理状況を確認したところ、指定管理者において、収納した使用料を指定金融機関等に払い込む前に、使用許可の取消決定に伴い、還付請求書の提出を受けずに直接窓口で申請者に返金していたものである。

【措置等の内容】

本件については、本来、申請者からの使用料還付請求に基づき、市が既納使用料を還付すべきところ、使用許可日（使用料納付日）から使用許可の取消決定までの期間が短く、かつ収納した使用料を市に払い込む前でもあったことから、指定管理者が直接窓口で申請者に返金していたものです。

今回の指摘事項については、今後適正な事務処理が行われるよう、令和4年4月に指定管理者側へ指導し、施設職員への周知徹底を行いました。

市としても、当該事務の処理状況を的確に確認しつつ、会計規則等を踏まえた適正な事務の推進に引き続き努めます。